

## (7) 石綿関連事業場等(一覧)

### 1 石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表【p125～138】

#### 【公表対象事業場に関する留意事項】

- (1) 公表対象となった事業場のうち、製造業の事業場は、通常その事業場は石綿作業場所と同一である。ただし、その事業場が、窯業又は土石製品製造業、船舶製造業等の構内下請事業場である場合は、通常その事業場の所在地(事務所)と実際に石綿作業を行った場所(元方の事業場)とが異なり、公表対象となった事業場においては石綿作業が行われていないことに留意する必要がある。
- (2) 建設業の事業場の場合には、通常、その事業場の所在地(事務所)と異なる場所(現場)で石綿作業が行われており、公表対象となった事業場の所在地は、石綿の飛散のおそれのない場所であることに留意する必要がある。
- (3) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿作業に従事しており、とりわけ石綿作業においては、30年～40年もの潜伏期間の後に疾病が発症することから、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定を行うよう処理している。そのため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はごくわずかであったにもかかわらず、その現場を持つ事業場として公表対象となった事業場があることに留意する必要がある。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/07/h0729-2.html> (平成17年7月29日公表)

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/08/h0826-3.html> (平成17年8月26日公表)

### 2 大気汚染防止法に係る特定粉じん発生施設の届出工場等【p139～146】

大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場・事業場や、アスベストを使用している建物等の調査結果を掲載しています。

なお、昭和30年代から40年代頃の間、石綿製品を扱っていた工場の周りに住んでいたことによって、石綿にばく露されていたかどうかはわかりませんが、現在は、作業環境はもとより、規制対象工場の敷地境界においても石綿濃度基準の遵守等が義務づけられています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6302> (平成17年8月26日公表)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6551> (平成17年11月17日公表)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7482> (平成18年9月8日公表)

### 3 経済産業省の所管に係る企業のアスベスト製品の生産事業所一覧【p147～150】

【本件の概要】アスベスト（石綿）を含有する製品を製造していた企業における従業員等の健康被害及びアスベスト製品の生産の実態を把握するため、石綿関連の業界団体6団体等を通じて調査を行い、7月15日に調査結果をとりまとめ公表し、8月26日に調査結果を更新し公表した。本資料は当該調査結果から、アスベスト製品の生産事業所の一覧を抽出したものである。

【留意事項】本資料中、製品名は一般的な名称に統一している。

【参考】経済産業省の所管に係る企業のアスベストによる健康被害の状況の結果について

<http://www.meti.go.jp/press/20050715005/20050715005.html>（平成17年7月15日公表）

<http://www.meti.go.jp/press/20050826002/20050826002.html>（平成17年8月26日公表）

### 4 造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況【p151】

【本件の概要】造船業に係る石綿の使用状況、従業員と石綿の接触機会、従業員等の石綿疾病者数等について、業界団体を通じて調査を行い、その結果を取りまとめ公表したものである。

[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/10/100721\\_2.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/10/100721_2.html)

（平成17年7月21日国土交通省公表）

### 5 その他

その他、運輸関連企業（鉄道分野、自動車交通分野、海事分野、港湾運送事業、航空分野、倉庫事業、貨物利用運送事業）については、下記を参照してください。

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010826.html>

（平成17年8月26日国土交通省公表）